

寒河江市社会福祉協議会福祉出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に、求めに応じ社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員、またはボランティア団体等の構成員を講師として派遣し、福祉分野についての講話や実習等（以下「福祉出前講座」という。）を実施することにより、市民等の福祉に関する理解と地域福祉を推進する。また、本会に関する理解を深めるとともに、協働による地域活動の推進と、ぬくもりと活力あるまちづくりを目的とする。

(対象)

第2条 福祉出前講座は、市内に在住又は市内に通勤・通学する概ね10人以上の者で構成された団体を対象とする。

(内容)

第3条 福祉出前講座の内容は、本会会長が別に定める。

(開催時期及び場所)

第4条 福祉出前講座の開催時間は、原則平日の午前10時から午後5時までのうち1時間以内とし、開催場所は市内に限るものとする。

(申し込み等)

第5条 福祉出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の概ね1ヶ月前までに、福祉出前講座受講申込書（様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

2 福祉出前講座に係る施設の利用については、申込者の責任において用意を行うものとする。

3 申し込み内容について、寒河江市生涯学習支援事業等、該当するものがある場合は情報提供、連携を行うこととする。

(決定)

第6条 本会会長は、前条第1項の申込があったときは、受講の可否を決定し、福祉出前講座受講決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(受講の制限)

第7条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、福祉出前講座の受講を許可しない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の届出)

第8条 第6条の規定により福祉出前講座受講の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申請事項を変更しようとするとき、又は福祉出前講座の受講を取りやめようとするときは、速やかに本会会長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(講師料)

第9条 福祉出前講座の講師料は、本会職員が講座を行う場合は無料とするが、ボランティア団体等の構成員が講座を行う場合は、主催者と登録団体が相談のうえ決定する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月 5日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年12月 1日から施行する。

様式第1号

福祉出前講座受講申込書

令和 年 月 日

寒河江市社会福祉協議会長 殿

団体名：

住所：〒

代表者氏名：

連絡先：担当者名

TEL

福祉出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

希望講座		
希望日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
開催場所		
参加人数	人	
集会等の名称 及び開催目的	名称	
	目的	
備考		

様式第2号

福祉出前講座受講決定通知書

平成 年 月 日

団体名

代表者

寒河江市社会福祉協議会
会長

平成 年 月 日付で申し込みのありましたこのことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

開催日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
場 所	
講 座 名	
講 師	所属 職・氏名
備 考	

※連絡先：寒河江市社会福祉協議会 市民福祉課 担当 荒木
TEL 0237-83-3220